## 税務訴訟資料 第261号-251 (順号11841)

新潟地方裁判所高田支部 平成●●年 (○○) 第●●号 不当利得返還請求事件 国側当事者・国

平成23年12月22日棄却・控訴

判決

 原告
 甲

 被告
 国

代表者法務大臣 平岡 秀夫 指定代理人 折原 崇文 同 西田 昭夫 同 高野 紀子 同 田中 均弥 百 角屋 順一 関 弘規 同 森 謙 同 同 竹田 富雄 同 櫻井 保晴

主

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

### 第1 請求

被告は、原告に対し、2766万7300円及び内2756万0800円に対する平成6年6月28日から、内10万6500円に対する平成7年3月31日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 原告の主張

- 1 被告は、糸魚川税務署長をして、平成6年5月30日、原告の平成3年分の所得税について、 所得税額等の更正及び加算税の課税処分(以下「本件更正処分等」という。)を行使させた。
- 2 原告は、本件更正処分等に基づき、以下のとおり合計 2766万7300円を納付した(以下、この金員を「本件納付金」という。)。
  - (1) 平成6年6月27日 2756万0800円(内本税2362万5800円、延滞税393万5000円)
  - (2) 平成7年3月30日 10万6500円 (重加算税826万7000円のうち、国税還付金による充当額)
- 3 しかしながら、本件更正処分等は、所得税法36条1項所定の収入金額に関する規定に反し、 明確な法的根拠を欠くものであり、同処分は当然無効であるから、本件納付金は被告が不当利得

したものである。

4 よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、原告の利得額2766万7300円及びこれに対する本件納付金の納付の日の翌日(2756万0800円については平成6年6月28日、10万6500円については平成7年3月31日)から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

#### 第3 被告の主張

- 1 【原告主張に対する認否】 原告の主張1、2は概ね認めるが(但し、本件更正処分等をしたのは、被告ではなく、糸魚川税務署長である。)、同3、4は争う。
- 2 【原告主張の前訴判決の既判力への抵触】 以下のとおり、本件請求が前訴判決の既判力に抵触していることは明らかであり、本件請求には理由がない。
  - (1) ア 原告は、平成15年11月13日、新潟地方裁判所に対し、国と糸魚川税務署長を被告として、本件更正処分等の無効確認を求めるとともに、不当利得の返還請求として本件訴訟と同額の金員の返還を求める訴訟(同裁判所平成●●年(○○)第●●号 所得税額等の更正及び加算税の賦課決定処分の無効確認等請求事件。以下「別件訴訟(1)」という。)を提起したところ、同裁判所は原告の請求を棄却しており、同判決は、本件原告による控訴を経て、平成17年3月24日に確定した。

この新潟地方裁判所の判決は、「本件更正処分等については、前訴の取消訴訟において、原告の請求を棄却する判決が確定したのであるから、原告が、本訴において、被告糸魚川税務署長に対する本件更正処分等の無効事由を主張することは、前訴の既判力に抵触し許されないから、無効確認請求は理由がないことが明らかである。また、原告が本件更正処分等に基づいて被告国に納付した金員は、法律の定めにしたがって納付した税金であるから、原告の不当利得返還請求には理由がない。」旨判示しており、控訴審においてもその判示事項が維持されている。

- イ したがって、原告が、本件訴訟において本件更正処分等の無効の主張をすることは、別 件訴訟(1)の既判力に反し許されない。
- (2) ア また、原告は、別件訴訟(1) に先立ち、平成10年4月20日、新潟地方裁判所に対し、本件更正処分等の取消しを求める訴訟(同裁判所平成●●年(○○)第●●号所得税更正処分取消請求事件。以下「別件訴訟(2)」という。)を提起したところ、同裁判所は平成11年7月15日、原告の請求を棄却する判決を言い渡し、本件原告による控訴、上告を経て、同判決は確定した。
  - イ ところで、課税処分の取消請求についての裁判が確定した場合には、後に至って、当該 裁判の当事者が別訴を提起し、前訴と同一の課税処分について税額等が過大に認定した違法 があるとの理由で当該課税処分の無効を主張することは、既判力に抵触して許されないと解 されている。

したがって、原告が本件訴訟において本件更正処分等の無効の主張をすることは、別件訴訟(2)の既判力にも反し、許されない。

# 第4 当裁判所の判断

1 乙第4号証及び乙第5号証によれば被告の主張の2、(1)、アの事実が認められ、また、乙第 1号証ないし乙第3号証によれば、被告の主張の2、(2)、アの事実が認められる。

そうすると、原告が、本件訴訟において、本件更正処分等が無効であると主張することは別件

訴訟(1)、(2)の既判力に反し許されない。

2 以上によれば、本件更正処分等が無効であることを前提とする本件請求には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

新潟地方裁判所高田支部

裁判官 外山 勝浩